

平成 30 年度 第 1 回横浜市いじめ問題対策連絡協議会

(日 時)	平成 30 年 6 月 1 日 (金) 15 : 00 ~ 16 : 40
(場 所)	関内駅前第一ビル 2 階 205 E 会議室
(出席者)	前原朝子、樋渡弥子、藁科文男、渡辺利通、岩間文孝、海上良太、宮生和郎、笹平みどり、菅原正興 (代理出席 : 横浜市中央児童相談所支援課長 畑岡真紀)、古橋正人 (代理出席 : 南区子ども家庭支援課担当係長 澤田るい)、酒井勝己 (代理出席 : 市民局人権課啓発等担当課長 吉川正則)、宮谷敦子、佐藤友也、前田崇司 14 名
(欠席者)	鈴木厚、長田正剛 (2 名)
(開催形態)	公開 (傍聴者 0 名)
(議 題)	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめ問題等に係る各関係機関・団体の取組について 2 12 月のいじめ防止啓発月間における取組について 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告について (2) その他
(議 事)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会挨拶 前田部長より挨拶 2 会長選出 宮生委員に決定 3 会議録の確認 笹平委員に決定 4 協議 <ol style="list-style-type: none"> (1) いじめ問題等に係る各関係機関・団体の取組について (宮生会長) 資料 1-1 をご覧いただきながら、昨年度からの変更点、重要な取組等の御紹介をお願いいたします。最後に教育委員会の取組について、事務局から説明をお願いいたします。 (前原委員) 横浜地方法務局では、29 年度の活動実績と 30 年度の年間計画で一番大きな変更がありましたのは、一番下のところです。昨年度までは「いきいき写真コンテスト」を実施させていただきましたが、本年度から写真コンテストではなく、とどけよう「絵とことば」のコンテストに変更しました。これまでは写真をコンテストしていたんですけれども、いわゆる絵とことばになりました。あと、取組自体は変わっていないんですけれども、子どもの人権 110 番につきましては、強化週間というのがあります。夏休み明けに子どもさんが不調になることが多いため、今年度の強化週間は、8 月 29 日から 9 月 4 日です。ちょうど夏休み明けに変更しました。あと、その下の子ども人権 SOS ミニレターですが、これも配布期間を変更しました。夏休みに入る前、5 月下旬から 7 月上旬に配布させていただくようにしました。 (樋渡委員) 県警本部としては、29 年度と 30 年度、特に大きな変更点はございません。啓発活動を中心に未然防止に努める、それから相談活動を通じて早期に発見をして、適切な機関につないでいくことを今年も引き続きやっていきたいと思っております。 (藁科委員) 青少年指導員も活動に特に変更はありません。市の青少年指導員として、7 月に全市一斉統一行動パトロール活動、11 月に全市統一行動キャンペーン活動、そして春には、研修会や

大会などでの講演で、青少年の健全育成を柱とした活動を実施しています。その中でいじめ問題等の課題にも取り組んでいます。さらに、各区や各地区それぞれの組織の研修会等、また学校の中の組織に参加し、同様にいじめ問題についても取り組んでいます。しかしボランティアの団体で限界もあり、どこまでの活動を行うかがこれからの課題です。みなさま方の意見を頂きながら、考えていきたいと思えます。

(渡辺委員)

子ども会は、29年度と30年度であまり内容は変わりませんが、横浜市には18区の子どもの会の単位があります。そのうち2区は未組織で、実際は16区で活動しています。その16区に対し、役員会で説明し、各区の区子連の会長さん達にいじめ問題対策連絡協議会の情報をお伝えして、いじめ防止のための啓発活動を行いました。本年も同じように啓発活動を行っていこうと考えています。ただ、情報が横浜市の子どもの会から区の子どもの会への一方通行なので、受けた区でどういった活動をしてくださっているか情報が少なかった。今年度は、双方で情報をやり取りする形に出来たらいいなと考えています。

(岩間委員)

子ども支援協議会では、29年度と30年度で大きな変更はございません。子ども支援協議会は、フリースクールの団体が多く所属しています。不登校といじめは関係があることが非常に多いので、情報共有しながらやっています。横浜市の教育委員会がやっているハートフルルーム、ハートフルスペースの子ども達や民間のフリースクールに通っている子ども達が交流したり、職員同士の交流・協力をすすめ、子ども達がより良い環境で育っていけるような支援をしています。今年度から教育委員会がやっているハートフルフレンド、少し引きこもり傾向が強い子の自宅に行くようなボランティアの研修に、民間のフリースクールのボランティアも参加が出来るようになりましたので、今後も連携を進め、子ども達により良い支援をしていきたいと考えています。

(海上委員)

P T A連絡協議会では、昨年度、いじめ防止市民フォーラムに参加させていただきました。私もパネリストとして参加させていただきました。子ども達がいろいろ考えて、それを言葉に出来ることに感心しました。また、毎年三行詩コンクールをやっているとして、テーマが「命の大切さ」「友達」「家族の絆」ということで、短い三行ですけど、いろいろ考えてもらえると思います。人への思いやりの大切さを考えてもらうのに、良い取組だと思えますので、更に多くの方に参加していただけるように考えていきたいと思っています。

(宮生会長)

市立学校については、私と笹平委員から報告します。まず、一番上にありますように、校内いじめ防止対策委員会が毎月行われるようになってきています。これまでは月に1回進捗管理をする時間が持ててなかったかもしれませんが、1月に1回やることで、1カ月前にあったいじめがどういう状況なのかというのを改めて全職員で共有できるようになってきています。更にいじめの解消という考え方が出てきて、いじめを解消したというためには、事案があつてから3カ月経過した後に、具体的に児童生徒本人と保護者に確認する、という会を毎月持っています。そこがそれぞれの学校で昨年度から変わったところだと思います。今年度は、更に保護者や地域にもいじめの定義をきちんと伝えていきたいと思います。子どもは自分からいじめられているとはなかなか言い出せない。保護者や地域の方がいじめの定義や対応を知っていただく機会を今年度は増やしていきたいと考えています。また、下線がありますように、中学校ブロックによる「横浜子ども会議」は、今まで大きな単位でやっていたものを、より小さな単位でしっかりやっていこうという方針が変わっています。中学校ブロックというのがとても大切です。小学校6年生であつたいじめが中学校1年生で引き続いているということがあります。それから小学生同士のいじめに中学生が関係している場合があります。小学校5年生と6年生で関係が悪かったものが、そのままスライドして小学

校と中学校で、ということもあります。このため、まずは中学校ブロックで情報共有するとともに子どもが主体的にいじめを防止していく雰囲気作りを高めていこうとしております。

それでは、特別支援学校について、笹平委員からお願いします。

(笹平委員)

特別支援学校でも同じように、毎月1回各学校でいじめについて会議をしています。特別支援学校の特徴としましては、市内の小学校・中学校からの要請を受けて、特別支援教育のコーディネーターがいじめも含めて支援に関わるという体制になっています。特に横浜型のセンター機能というのを使って、なるべく早いうちに特別支援教育の観点から子ども達の安心で安全な生活がおくれるように、プログラムを組んでいます。本校は市内に2校ある高等部のみの特別支援学校ですので、市内全域をカバーしています。昨年度あたりから、特別支援コーディネーターに要請が増えてきたのが特徴だと思います。

(宮生会長)

先ほど申しそびれましたが、校長会生徒指導・児童指導研究部会で毎月事例協議を行っています。毎月、校長会としてもしっかり協議をして、必要があれば他の学校にもお知らせしていきます。また、児童支援専任教諭が全校配置されて5年目となります。専任会の組織もしっかりしてきて、区の専任会が毎月行われていて、更に毎月、区であったことを市全体で共有する場があります。その中で特徴的な事例を各区に連絡して、気をつけるべき点を共有し、組織的な対応をしてきています。では、次に児童相談所からお願いいたします。

(菅原委員 代理：畑岡氏)

児童相談所の昨年度の統計的な数字を申し上げますと、厚生労働省に報告しているいじめの件数としては41件ですが、児童相談所は御承知のとおり、1つの主訴での相談は少ないので、表向きは非行等、他の相談でカウントされていたとしても、その背景にいじめ問題があるケースも多いのではないかと感じています。その他にも過去にいじめがあつて、現在精神的な不調をきたしている思春期以降のお子さんのご相談なども多くなっているかな、と思います。29年度と30年度で変わるところはあまりないですが、30年度の方には、各区学校専任会への出席、情報共有を載せています。今までも取組としては毎月、各区の専任会に児童相談所の職員も出席させていただいており、学校からの情報は大変貴重だと思っています。児童相談所は、個別のお子さんの相談になるので、集団の中でお子さんがどういう立ち位置にいるのか見えにくいところがありますので、学校との情報共有・連携は必須だと思っています。

(古橋委員 代理：澤田氏)

18区のうち、南区の計画を書かせていただいています。区がいじめ問題への関わり方は大きく分けて2つあると思っています。1つは学校や教育委員会との連携強化で、もう1つは子どもが安心して過ごせる環境づくりだと思っています。まず、連携強化という点では児童支援・生徒指導専任教諭協議会への参加です。あとは、子ども家庭支援相談業務連絡会の開催を通して連携を深めることで、いじめを含む問題の解決に向けて、取組を進めています。もう1つの環境づくりの観点で2つ書かせていただきました。まず、学校・家庭・地域連携事業というものがあつて、これは例えば、いじめに関する学習会を学校と保護者と地域が参加して開催したりとか、スマートフォンの利用に関する学習会を行ったりしています。また、子どもの学校以外の居場所となります子ども食堂につきましては、アドバイザー等を活用して支援する取組を行っています。

(酒井委員 代理：吉川氏)

市民局では、いじめ問題を含めた人権の啓発ということで取組をしております。29年度と30年度で項目は同じですが、30年度の人権よこはまキャンペーンを7月21日(土)そごうの地下広場で予定しています。また、先ほど法務局さんから報告のありました人権作文コンテストや人権キャラバンも連携して取組を進めていきます。

(宮谷委員)

こども青少年局青少年部での 29 年度と 30 年度を通しての取組ですが、私共は、全ての青少年の健全育成と、課題を抱えている青少年の支援を総合的に行っています。その中でいじめや不登校といったお困りを持っているお子さんの支援を含めた取組になります。青少年指導員のみなさんとか、子ども支援協議会のみなさんとも連携しながら、またよこはまユースというのは、本市の外郭団体として青少年の健全育成に取り組んでいる法人ですので、そのような団体と連携しながら取り組んでいます。また、青少年相談センターは、青少年の様々な相談を受けていく機関で、こちらは様々な相談を受けておりますので、御承知おきください。

(佐藤委員)

健康福祉局では直接いじめの事業はやっていませんが、子どもの健康ですとか自殺対策の観点でいくつか事業をしています。こころの電話相談とありますが、平日の日中は区役所が電話相談を受けていますが、平日の夜間それから土日祝日の朝から夜まで、こころの電話相談で、相談を受けています。ここに電話をかけてくるのは成人が多いですが、少数ですが、10 歳代、もしくは 10 歳未満のお子さんのケースもあります。全体の 2～3%が 10 歳代もしくは 10 歳未満となっています。その中で学校に係る相談、いじめや不登校のケースは過年度も含め、全体の中の 1%くらいで推移しています。相談電話は必ずしもご本人がかけてくるのではなく、親御さんがかけてくるケースもあると聞いています。それと、横浜いのちの電話というのは、自殺防止のために、民間の社会福祉法人がやっている事業ですが、そこでも電話を受けていて、10 歳代もしくは 10 歳未満の占める割合は、全体の 1～2%ですが、実は全体の中でここ数年、10 歳代もしくは 10 歳未満のお子さんからの電話は微減傾向です。原因までは把握できていないが、もしかすると SNS 等が要因にあるのかもしれないと考えています。

(事務局)

教育委員会事務局の取組は、資料にアンダーラインを引いた新しい取組の部分を中心に説明をさせていただきます。29 年度の取組では、小中一貫型カウンセラー配置、チーフスクールソーシャルワーカーの配置、小学校のハートフルルームの増設等がありました。5 月には、いじめ防止のための校長研修を行い、弁護士を講師としていじめの定義理解等についての講義を行いました。30 年度も同じように校長研修を実施しています。また、平成 29 年 10 月には横浜市いじめ防止基本方針を改定しました。各学校のいじめ防止基本方針も平成 30 年 2 月までに改定されています。それから学校のいじめ防止対策委員会の会議録の様式を統一しました。

30 年度としては、いじめ認知報告書の書式改訂、学校生活あんしんダイヤルの開設時間の延長等があります。それから 30 年度の一番下に記載しました文科省の調査研究事業でモデル校による「魅力ある学校づくり」を行います。これは、学校を魅力あるものにする事で、子ども達の不登校やいじめが減っていくということを鑑みた調査研究ということで、今年度始まりました。横浜子ども会議は今年度で 6 年目で、今年度は大きく方向転換しました。これまでは区という大きな単位で 1 カ所に集まって、いじめについてみんなで話し合ったりするような活動をしていました。今年度もその活動を継続で行いますが、更にそれぞれの学校の実情に応じた形で年間を通した子ども達によるいじめの未然防止の取組に、舵を切っています。それから、県との連携による SNS 相談窓口の相談事業の試行実施を予定しています。市立中学校数校に御協力いただき、試行していく予定です。

大きくは以上ですが、別に資料 1-2 を添付しています。こちらは、平成 29 年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について、まとめた資料です。平成 29 年 3 月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」でまとめられた 8 項目 34 の取組について、学校と教育委員会事務局が連携して取組を進めています。昨年度の取組につきまして

「学校の取組」「教育委員会事務局の取組」「再発防止にかかる方針や仕組づくりへの取組」としてまとめていますので、のちほど御確認いただけますようお願いいたします。

(宮生会長)

各団体から情報提供をいただき、ありがとうございました。各機関・団体からいじめ問題を始めとした子どもたちの健全育成に関する取組をご説明いただきました。情報提供を受けて、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

(渡辺委員)

いろいろな取組をされていることが良く分かりました。実際の効果についての考え方を教えていただければありがたいと思います。例えば、いじめの認知件数としては、どういったものをいじめとするか。それぞれの機関でいじめの認識が違くと結果が違うと思います。子どもの中には、必ずしもいじめということを感じていても、親にも学校にも言えない子いると思います。不幸にして自分を傷つける事案もあると聞いています。こういう取組が功を奏したと実感したいんですけども、それを実感するためにどういった視点で考えれば良いのか教えていただきたいと思います。

(宮生会長)

まずは小学校の現場でどう捉えているかお話ししたいと思います。先ほど申し上げたように解消をどう捉えるかという、法律上もそうですが、学校でいじめ防止対策委員会を開くことになっています。いじめは疑いの段階で把握して、聞き取りをします。聞き取りを間違えると、正しい認知ができません。聞き取りをしっかり行い、事実があったことが周囲からも確認できた時に初めて認知します。法律に定められた嫌な思いをしたとして認知して、しっかり指導していこう、と指導体制の会議をします。指導体制を決め、専任や担任が指導して、謝罪の場を作ります。その場面のそのいじめについては、終了とするが、解消とはしません。その後3か月経過観察をし、3か月後、本人と保護者に確認し、解消という判断をします。それが認知から解消までの流れで、教育委員会に報告します。功を奏したというのは、関係が戻って安心してクラスにいることができるという状態が一定期間続いたということ、学校も本人も保護者もしっかり確認できたという状態だと思います。

(事務局)

資料としてお配りしております再発防止策の取組状況を見ると、29年度のいじめ認知報告件数は増えています。認知件数は、発生したものをきちんと認知して対応した数と捉えています。発生することに対して、まだ認知が少ないかもしれませんが、子どもの心身の傷つきに寄り添いながら、3か月しっかりと見ていったうえで、経過を必ず保護者・子ども本人に確認をしたうえで、解消というように、各学校が丁寧にやっているという報告を受けています。

(宮生会長)

解消率はどの程度ですか。

(事務局)

解消率ではなく改善率という言葉を使っていますが、29年度の改善率は集計中です。28年度は改善率が96%程度。3月に起きたいじめは、3月には解消しません。また、転校したものは経過が把握できません。そういったものを含め100%にはなり得ませんが、96%の数字となっています。

(宮生会長)

他にありませんでしょうか。では、横浜市では12月をいじめ防止啓発月間として位置付けて、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むことに理解や協力を求める、としています。今年度も各機関・団体が連携した取組を行っていきたいと思いますが、取組につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2に基づき、説明。

(宮生会長)

いじめ防止啓発月間の取組の説明がありました。まずは、昨年度もありましたポスターやのぼりの啓発につきまして、いかがでしょうか。各団体の入口などに飾っていただいていると思います。学校は昇降口などに飾っています。あとは学校によっては、子どもたちによるいじめ防止委員会という取組もありまして、年度当初に紹介する学校もあります。

(藁科委員)

のぼり・ポスターは、同じものを使うのですか。

(事務局)

同じです。学校によって色褪せた場合などの対応はします。区役所からお問い合わせいただいております。

(藁科委員)

コストもありますが、のぼりを誰に見せるかというのがあると思います。のぼりを子どもに見せるとすると、もう少し柔らかい文章が良いのかな、と思います。ポスターは大人向けでしょうか。小学生が見ても目に留まらないかもしれません。ポスターを作る時に、ターゲットをもう少し考えると良いのかな、と思います。

(宮生会長)

のぼりの言葉は、横浜子ども会議で子どもたちから出てきたものです。想というのは第1回横浜子ども会議で出てきた言葉で、それを代々繋げていく意味もあります。例えば「まちの人と関わるきっかけをつくります」という言葉は、市民向けというよりは、子ども向けというのが感じられます。

(藁科委員)

子ども向けだともうちょっと柔らかくても良いかもしれません。小学生では読めない字もあると思いますし。次に作る時には書体等は是非ご検討いただければ。

(事務局)

御意見ありがとうございます。仰る通り難しい漢字もありますので、次に作る時には、検討します。

(宮生会長)

ポスターはこれからですね。でもどちらかという市民向けだとすると良いですかね。のぼりは、今度作る時に気をつけるということで、今年度は継続ということよろしいでしょうか。

<了承>

(宮生会長)

ではよろしく願いいたします。次に市営地下鉄での啓発ですね。車内の情報装置に文字を出すことについては、これも継続してやっていくことが大きいと思いますので、継続でよろしいですか。

<了承>

(宮生会長)

ありがとうございます。では、今日の一番大きな協議だと思いましたが、市民フォーラムについてです。12月2日の午後1時から3時までで、テーマは先ほど説明のあった通りです。特に大きなところとしては、講師をお呼びしての講演ではなく、今日ここにお越しの関係機関の皆さまに報告等の場面があったら良いのではないかというご提案ですが、いかがでしょうか。

(宮生会長)

市民フォーラムの前にこの会議はありますか。

(事務局)

10月にあります。

(宮生会長)

もしご承認いただければ、各機関にお持ち帰りいただいて、10月に報告していただけると、流れができるかと思えます。よろしいでしょうか。

では、1番から3番までの取組について、ご了承いただくということで・・・

(笹平委員)

フォーラムについてのお願いです。昨年度もパネリストの中に特別支援学校の代表を検討してほしいというお願いをしました。例えば、区の子ども会議では車椅子の生徒が代表として出ます。車椅子の子どもの舞台を上げるために、一般の小学生・中学生が協力して、同じ場で同じ児童生徒という立場で会議に参加させていただきます。また、聴覚に障害がある生徒が参加する場合には、手話の通訳をつけることによって、こういう子どもがいるという発信になることが大切です。特別支援学校では子ども会議を大切にして、なるべく多くの子どもが参加するようにしています。もしパネリストの中に特別支援学校の代表も出させてもらえるのであれば、早めに教えてもらいたいです。

(事務局)

昨年度もご意見をいただいて、ありがとうございます。今年度は、横浜子ども会議の取組から、というところで児童生徒の発表を考えておりましたが、力強いご意見をいただきましたので、検討していきます。その節はよろしく願いいたします。

(宮生会長)

これが案ですので、今後調整をお願いしたいと思います。

(前田委員)

笹平委員の視点に感謝します。市民フォーラムについて、昨年度の参加人数の数字もありますので、今年度は是非多くの方に参加してもらいたいと考えております。そうした観点で見た時に、様々な工夫が出来るのではないかと考えております。よく言われているとおり方法が目的化しないためにも、より改善していくために、短い時間ではありますが、みなさまでアイデアを持ち寄って良いものにしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(宮生会長)

では、みなさまの意見を調整していただき、今後よりよい形で進んでいくようにしてもらいたいと思います。のぼりやポスターもご確認いただいて、またそこでお話しいただくことで、1人でも2人でもフォーラムに参加していただける機会になると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、議題3として、その他になります。アとして、「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3に基づき、説明。

(宮生会長)

ありがとうございます。勧告に関する情報提供ですが、質問がありましたら、お願いいたします。

全体を読んでいただきますと、自治体によって差があるということに驚かれるかと思えます。でも実はいじめ防止対策推進法ができる前も、いじめの認知や暴力件数は、自治体によって捉えが違っていました。自治体によって差が出るのもそうですけど、横浜市で500校ありますので、学校によっても必ず温度差が出てきます。いじめ防止対策委員会での認知がそれぞれの学校で差が出ている可能性があります。小さな出来事のうちに解決して、子どもがお互いにそのことをきっかけに、次はこういうことをしないようにしよう、と分かることが大事です。それをいじめとして捉えないとすると、もっと大きな出来事になった時に出てき

	<p>てしまうのだろう、と思っています。それでこのように勧告という強い形になった可能性があるのも、対岸のことではないと思っています。他にいかがでしょうか。では、勧告に関する情報提供につきましては、よろしいですか。</p> <p>＜了承＞</p> <p>他に委員のみなさまから情報提供・情報共有等ありましたら、お願いします。</p> <p>(宮生会長)</p> <p>よろしいですか。では、1つだけ情報共有として、小学校で起きている問題をお話ししたいと思います。SNSによるいじめ、トラブルが非常に増えています。その特徴は、本人の知らないところで一気に広まって行って、その子1人だけを外して、クラスのほとんどの子に共有されていた、ということです。そういったのは、ふっと湧いたように、ある子をターゲットにしてはすっと消えて、あぶくのようにいじめができてしまいます。その子が知らないうちに進行していて、担任が認知した時には、その子も保護者も知らない。周りだけがその子を見放している状態。その子は気にしていないけど、不穏な雰囲気を感じている。以前は手紙で回して、最後は手紙が見つかって発覚した、というものが、今は学校から帰った途端にSNSで起きています。横浜市は、携帯の持込を許していないので、携帯電話を学校に持って来ていません。だから学校から帰った途端、土日にいろいろな情報のやり取りがあって、月曜日になると急に状況が変わっているということがあり、想像以上に深刻な事態があるということです。親御さんも小さいうちから携帯電話を渡している状況があって、学校で情報モラルの教育をする前に、家庭内で全て許容している状態です。情報機器を活用するのは良いことであるが、ひとたび人間関係を作る時に、お互いにスマホがあつてちょっとした言葉のやり取りの違いから大きないじめに発展してしまっている、そういうことが多くなってきましたし、これから更に増えていくと思っています。そういった現実だということをご理解いただいて、今後もし警察の方からSNSトラブルの注意喚起であったり、情報提供であったり、または他の団体で相談があったとか、そういった時には是非啓発を全体にしていっていただく方がよいのではないかと考えています。これからはいかに保護者に啓発していくかということをご各団体で何かできないかなということをお考えいただけますので、情報提供させていただきます。</p> <p>それでは、他に御意見・ご発言ありますでしょうか。では、これを持ちまして、第1回協議会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(4) 事務連絡 (事務局) 次回日時：平成30年10月31日(水) 15:00～17:00 次回会場：関内駅前第一ビル 210 会議室</p> <p>〈閉会〉</p>
(資料)	<p>平成30年度横浜市いじめ問題対策連絡協議会 次第</p> <p>(資料1-1) いじめ問題等に関する各機関・団体の取組について ～29年度活動実績・30年度年間計画～</p> <p>(資料1-2) 平成29年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について</p> <p>(資料2) 平成30年度「いじめ防止啓発月間(12月)」実施要項</p> <p>(資料3) いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告(概要)</p> <p>(資料4) 平成30年度いじめ問題対策連絡協議会年間予定</p>